

FP	2級	生保
----	----	----

2025年 1月試験
ファイナンシャル・プランニング技能検定

2級 生保顧客 資産相談業務

実施日① ◆ 年 月 日

実施日② ◆ 年 月 日

実施日③ ◆ 年 月 日

試験時間 ◆ 90分

★ 注 意 ★

1. 受検する科目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の科目の略称」と「解答用紙左上部の科目の略称」の一致を確認してください。
2. 本試験の出題形式は、記述式等5題（15問）です。
3. 筆記用具、計算機（プログラム電卓等を除く）の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、法令基準日（1月・5月試験は前年10月1日、9月試験はその年の4月1日）現在において施行の法令等に基づいて解答してください。東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退出時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で退出できます。退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡ししてください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設 例》

X株式会社（以下、「X社」という）に勤務するAさん（50歳）は、会社員の妻Bさん（50歳）と母Cさん（78歳）との3人暮らしである。Aさんは、65歳の定年までX社で働くつもりであるが、今のうちから老後の生活資金を準備しておきたいと考えるようになり、確定拠出年金の個人型年金に興味を持っている。

また、Aさんは、足腰の悪い母Cさんが、近い将来、介護が必要な状態となるのではないかと不安を感じており、介護休業を取得した場合の雇用保険からの給付について知りたいと思っている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

〈Aさんとその家族に関する資料〉

(1) Aさん（1974年11月26日生まれ、会社員）

- ・ 公的年金加入歴：下図のとおり（65歳までの見込みを含む）
- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入している。
- ・ X社は確定拠出年金の企業型年金および他の企業年金を実施していない。

20歳	22歳	65歳
国民年金 保険料未納期間 (29月)	被保険者期間 (72月)	厚生年金保険 被保険者期間 (439月)
	(2003年3月以前の 平均標準報酬月額28万円)	(2003年4月以後の 平均標準報酬額45万円)

(2) 妻Bさん（1974年3月13日生まれ、会社員）

- ・ 公的年金加入歴：20歳から22歳の大学生であった期間（25月）は国民年金の第1号被保険者として保険料を納付し、その後、現在に至るまでの期間（345月）は厚生年金保険に加入している。
- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入している。
- ・ 勤務先は確定拠出年金の企業型年金および他の企業年金を実施していない。

(3) 母Cさん（1946年12月3日生まれ）

- ・ 後期高齢者医療制度の被保険者である。

※ 妻Bさんおよび母Cさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、Aさんによって生計を維持されているものとする。

※ Aさんとその家族は、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》 Aさんが、原則として65歳から受給することができる老齢基礎年金および老齢厚生年金の年金額（2024年度価額）を計算した次の〈計算の手順〉の空欄①～④に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。なお、計算にあたっては、《設例》の〈Aさんとその家族に関する資料〉および下記の〈資料〉に基づくこと。また、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

〈計算の手順〉

1. 老齢基礎年金の年金額（円未満四捨五入）
（ ① ）円
2. 老齢厚生年金の年金額
 - (1) 報酬比例部分の額（円未満四捨五入）
（ ② ）円
 - (2) 経過的加算額（円未満四捨五入）
（ ③ ）円
 - (3) 基本年金額（上記「(1)+(2)」の額）
□□□円
 - (4) 加給年金額（要件を満たしている場合のみ加算すること）
 - (5) 老齢厚生年金の年金額
（ ④ ）円

〈資料〉

○老齢基礎年金の計算式（4分の1免除月数、4分の3免除月数は省略）

$$816,000円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \frac{\text{保険料半額免除月数}}{\square} \times \frac{\square}{\square} + \frac{\text{保険料全額免除月数}}{\square} \times \frac{\square}{\square}}{480}$$

○老齢厚生年金の計算式（本来水準の額）

i) 報酬比例部分の額（円未満四捨五入）= ㉑ + ㉒

㉑ 2003年3月以前の期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1,000} \times \text{2003年3月以前の被保険者期間の月数}$$

㉒ 2003年4月以後の期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1,000} \times \text{2003年4月以後の被保険者期間の月数}$$

ii) 経過的加算額（円未満四捨五入）= 1,701円 × 被保険者期間の月数

$$-816,000円 \times \frac{\text{1961年4月以後で20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数}}{480}$$

iii) 加給年金額 = 408,100円（要件を満たしている場合のみ加算すること）

《問2》 Mさんは、Aさんに対して、老後の年金収入を増やす方法として確定拠出年金の個人型年金（以下、「個人型年金」という）について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

- I. 「Aさんおよび妻Bさんは、引き続き厚生年金保険の被保険者であれば、最長で（ ① ）歳まで個人型年金に加入し、掛金を拠出することができます。拠出することができる掛金の限度額は、Aさんと妻Bさんのいずれも年額（ ② ）円です。なお、拠出した掛金は、小規模企業共済等掛金控除として所得控除の対象となります」
- II. 「個人型年金の老齢給付金を年金で受け取った場合、当該給付金は雑所得として総合課税の対象となり、老齢基礎年金や老齢厚生年金と同様に公的年金等控除の対象となります。なお、個人型年金からAさんが将来受け取る年金額は、（ ③ ）」

〈語句群〉

- イ. 60 ロ. 65 ハ. 70 ニ. 240,000 ホ. 276,000 ヘ. 816,000
ト. Aさんの指図に基づく運用実績により増減します
チ. 拠出した掛金総額が最低保証されています

《問3》 Mさんは、Aさんに対して、雇用保険の介護休業給付金について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「Aさんが母Cさんのために介護休業を分割して取得する場合、介護休業給付金は、介護休業を開始した日から通算して180日を限度に3回までに限り支給されます」
- ② 「介護休業給付金の額は、介護休業期間中に勤務先から賃金が支払われなかった場合、1支給単位期間について、休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の80%相当額です」
- ③ 「Aさんと妻Bさんが、母Cさんのために介護休業を同時に取得した場合、所定の要件を満たせば、Aさんと妻Bさんのどちらにも介護休業給付金が支給されます」

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設 例》

個人事業主として雑貨屋を営むAさん（40歳）は、妻Bさん（41歳、事業専従者）、長男Cさん（11歳）、長女Dさん（7歳）との4人暮らしである。

Aさんは、先日、Aさんの父親が脳梗塞で倒れたことをきっかけに、自身が加入している生命保険を見直し、医療保障を充実させたいと考えていたところ、生命保険会社の営業担当者から下記の生命保険の提案を受けた。

また、Aさんは、自身が病気やケガで働けなくなったときに、収入が大きく減少することや金融機関からの借入金等の返済が滞ることに不安を感じている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

〈Aさんが提案を受けた生命保険に関する資料〉

- ・ 保険の種類 : 3年ごと配当付特約組立型保険（注1）
- ・ 月払保険料 : 18,600円
- ・ 保険料払込期間（更新限度） : 90歳満了
- ・ 契約者(=保険料負担者)・被保険者 : Aさん
- ・ 死亡保険金受取人 : 妻Bさん
- ・ 指定代理請求人 : 妻Bさん

特約の内容	保障金額	保険期間
終身保険特約	100万円	終身
定期保険特約	1,900万円	10年
重度疾病保障特約（注2）	一時金 200万円	10年
総合医療特約（180日型）	1日目から日額10,000円	10年
先進医療特約	先進医療の技術費用と同額	10年
生活サポート年金特約（注3）	年額240万円×一生涯	10年
指定代理請求特約	—	—
リビング・ニーズ特約	—	—

(注1) 複数の特約を組み合わせることで加入することができる保険

(注2) 所定のがん（悪性新生物）、急性心筋梗塞、脳卒中、重度の糖尿病、重度の高血圧性疾患、肝硬変、慢性腎不全、慢性すい炎のいずれかを保障する（死亡保険金の支払はない）。

(注3) 身体障害者福祉法の身体障害者障害程度等級1級または2級の「身体障害者手帳」を交付された場合、公的介護保険の要介護3以上に認定された場合に終身年金が支払われる（死亡保険金の支払はない）。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》 Mさんは、Aさんに対して、公的医療保険制度および公的年金制度について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

- I. 「Aさんのような国民健康保険の被保険者が、病気やケガで医師の診察を受け、(①)に医療機関等に支払った医療費の一部負担金等の合計が自己負担限度額を超えた場合、所定の手続により、自己負担限度額を超えた額が高額療養費として支給されます。この一部負担金等の合計には、差額ベッド代、食事代、保険適用となっていない医療行為等に係る費用は含まれず、70歳未満の者の場合、原則として、医療機関ごとに、入院・外来、医科・歯科別に一部負担金等が(②)円以上のものが計算対象となります」
- II. 「仮に、Aさんが国民年金の被保険者期間中に初診日のある傷病によって重度の障害状態となり、障害認定日において、国民年金の障害等級1級、(③)のいずれかに該当し、保険料納付要件を満たしている場合、障害基礎年金を請求することができます。障害認定日とは、その障害の原因となった傷病についての初診日から(④)を経過した日、または(④)以内にその傷病が治った(症状が固定した)日を指します」

〈語句群〉

イ. 9,000 ロ. 12,000 ハ. 21,000 ニ. 同一月内 ホ. 同一年内
ヘ. 過去2年以内 ト. 2級 チ. 2級または3級 リ. 6カ月 ヌ. 10カ月
ル. 1年6カ月

《問5》 Mさんは、Aさんに対して、Aさんが提案を受けている生命保険の保障内容等について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「がんや脳梗塞等の重度疾病については、再発のリスクも高く、治療期間も長期にわたるケースがあります。そのため、重度疾病の保障を準備する際には、再発時の保障の有無や保険金等が支払われる疾病の種類を確認する必要があります」
- ② 「先進医療特約では、医療機関で受けた治療や手術が当該特約の契約日時点で定められた先進医療に該当すれば、先進医療給付金が支払われます。一部の先進医療については費用が高額となるケースもありますので、先進医療特約の付加をお勧めします」
- ③ 「Aさんのような個人事業主が死亡した場合の必要保障額は、遺族の生活費や教育費等だけでなく、事業に係る借入金等の個人事業主名義の債務も含めて計算します」

《問6》 Mさんは、Aさんに対して、就業不能保険について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「就業不能保険は、入院や在宅療養が一定日数以上継続して所定の就業不能状態に該当した場合に保険金・給付金が支払われる保険で、うつ病などの精神疾患による就業不能を保障の対象とする保険商品も販売されています」
- ② 「Aさんが就業不能保険に加入後、就業不能給付金を受け取ることになった場合、当該給付金は非課税となります」
- ③ 「就業不能保険に係る保険料は、介護医療保険料として生命保険料控除の対象となり、その控除額は、所得税で最大50,000円、住民税で最大25,000円となります」

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設 例》

Aさん（69歳）は、X株式会社（以下、「X社」という）の創業社長である。

Aさんは、最近、自身の体の衰えに不安を感じており、長男Bさん（36歳）に社長の座を譲り、勇退することを決意している。また、下記〈資料1〉の生命保険の解約と、長男Bさんを被保険者とする〈資料2〉の生命保険の加入を検討している。

そこで、Aさんと長男Bさんは、生命保険会社の担当者であるファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

〈資料1〉 X社が現在加入している生命保険の内容

保険の種類：無配当逡増定期保険（特約付加なし）
契約者（=保険料負担者）：X社
被保険者：Aさん
契約年月日：2018年10月1日（加入時年齢：62歳）
死亡保険金受取人：X社
基本保険金額：1億円
保険期間・保険料払込期間：78歳満了
逡増率変更年度：第8保険年度
年払保険料：400万円
現時点の払込保険料累計額：2,800万円
現時点の解約返戻金額：2,400万円
※ 保険料の払込みを中止し、払済終身保険に変更することができる。
※ 所定の範囲内で、契約者貸付制度を利用することができる。

〈資料2〉 X社が加入を検討している生命保険の内容

保険の種類：無配当定期保険（特約付加なし）
契約者（=保険料負担者）：X社
被保険者：長男Bさん
死亡保険金受取人：X社
基本保険金額：1億円
保険期間・保険料払込期間：95歳満了
年払保険料：200万円
最高解約返戻率：83%
※ 保険料の払込みを中止し、払済終身保険に変更することができる。
※ 所定の範囲内で、契約者貸付制度を利用することができる。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 仮に、X社がAさんに役員退職金4,000万円を支給した場合、Aさんが受け取る役員退職金について、次の①、②を求め、解答用紙に記入しなさい（計算過程の記載は不要）。〈答〉は万円単位とすること。なお、Aさんの役員在任期間（勤続年数）を35年10カ月とし、これ以外に退職手当等の収入はなく、障害者になったことが退職の直接の原因ではないものとする。

- ① 退職所得控除額
- ② 退職所得の金額

《問8》 Mさんは、Aさんに対して、〈資料1〉の逡増定期保険について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「X社が現在加入している生命保険の単純返戻率（解約返戻金額÷払込保険料累計額）は、保険期間の途中でピークを迎え、その後は低下し、保険期間満了時には0（ゼロ）になります。当該生命保険の解約返戻金は、役員退職金の原資や設備投資等の事業資金として活用することができます」
- ② 「X社が現在加入している生命保険を解約せず、払済終身保険に変更する方法もあります。ただし、変更する際に、Aさんは改めて健康状態等についての告知または医師の診査を受ける必要があるため、Aさんの健康状態によっては、払済終身保険に変更できない場合があります」
- ③ 「X社が現在加入している生命保険を解約した場合、解約返戻金額である2,400万円と解約時の資産計上額である2,800万円との差額である400万円を雑損失として経理処理します」

《問9》 Mさんは、Aさんと長男Bさんに対して、〈資料2〉の定期保険の支払保険料の経理処理について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な数値を、下記の〈数値群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「法人を契約者(=保険料負担者)および死亡保険金受取人とし、役員または従業員を被保険者とする保険期間が3年以上の定期保険で、最高解約返戻率が(①)%を超えるものの支払保険料の経理処理については、最高解約返戻率が『(①)%超70%以下』『70%超(②)%以下』『(②)%超』である場合の3つの区分に応じて取り扱います。

〈資料2〉の定期保険の最高解約返戻率は『70%超(②)%以下』であるため、保険期間開始日から保険期間の(③)割に相当する期間を経過する日までは、当期分支払保険料の(④)%相当額を前払保険料として資産に計上し、残額は損金の額に算入します。(③)割に相当する期間経過後は、当期分支払保険料の全額を損金の額に算入するとともに、資産に計上していた金額については、保険期間の7.5割に相当する期間経過後から保険期間終了日までにおいて均等に取り崩し、損金の額に算入します」

〈語句群〉

イ. 4 ロ. 5 ハ. 6 ニ. 30 ホ. 40 ヘ. 50 ト. 60 チ. 80
リ. 85 ヌ. 90 ル. 105

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設 例》

個人事業主のAさんは、妻Bさん、長男Cさんおよび母Dさんとの4人で暮らしていたが、2024年5月、妻Bさんが病気により他界した。Aさんは、2024年中に一時払変額個人年金保険（10年確定年金）の解約返戻金および終身保険の死亡保険金を受け取っている。

〈Aさんとその家族に関する資料〉

- ・ Aさん（45歳） : 個人事業主。2024年中に遺族基礎年金50万円を受け取っている。
- ・ 長男Cさん（18歳） : 高校生。2024年中の収入はない。
- ・ 母Dさん（72歳） : 2024年中の収入は、公的年金の老齢給付のみであり、その収入金額は80万円である。

〈Aさんの2024年分の収入等に関する資料〉

- (1) 事業所得の金額 : 450万円（白色申告）
- (2) 一時払変額個人年金保険（10年確定年金）の解約返戻金

契約年月 : 2015年10月
契約者(=保険料負担者)・被保険者 : Aさん
死亡給付金受取人 : 妻Bさん
解約返戻金額 : 610万円
正味払込保険料 : 500万円

- (3) 終身保険の死亡保険金

契約年月 : 2006年6月
契約者(=保険料負担者)・被保険者 : 妻Bさん
死亡保険金受取人 : Aさん
死亡保険金額 : 1,000万円

- ※ 長男Cさんおよび母Dさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。
- ※ Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。
- ※ Aさんとその家族の年齢は、いずれも2024年12月31日現在のものである。
- ※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 Aさんの2024年分の所得税の課税等に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「遺族基礎年金は雑所得として総合課税の対象となりますが、公的年金等控除額が控除されるため、雑所得の金額は算出されません」
- ② 「Aさんが受け取った終身保険の死亡保険金は、一時所得として総合課税の対象となります」
- ③ 「Aさんが受け取った一時払変額個人年金保険の解約返戻金は、契約から10年以内の解約のため、金融類似商品に該当し、源泉分離課税の対象となります」

《問11》 Aさんの2024年分の所得税における所得控除に関する以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な数値を、下記の〈数値群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

- I. 「Aさんが適用を受けることができる扶養控除の額は、(①) 万円です」
- II. 「現に婚姻していない納税者が、総所得金額等が (②) 万円以下の生計を一にする子を有すること、納税者本人の合計所得金額が (③) 万円以下であること、納税者本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないことの3つの要件を満たす場合、ひとり親控除の適用を受けることができます。ひとり親控除の額は、(④) 万円です。なお、ひとり親控除の所得要件と控除額について2026年分以降の見直しが検討されています」

〈語句群〉

イ. 27 ロ. 35 ハ. 48 ニ. 86 ホ. 96 ヘ. 106 ト. 400 チ. 500
リ. 650 ヌ. 1,000

《問12》 Aさんの2024年分の所得税の算出税額を計算した下記の表の空欄①～③に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

(a) 総所得金額		(①) 円
	医療費控除	□□□円
	社会保険料控除	□□□円
	生命保険料控除	□□□円
	地震保険料控除	□□□円
	ひとり親控除	□□□円
	配偶者控除	□□□円
	扶養控除	□□□円
	基礎控除	(②) 円
(b) 所得控除の額の合計額		3,900,000円
(c) 課税総所得金額 ((a) - (b))		□□□円
(d) 算出税額 ((c) に対する所得税額)		(③) 円

〈資料〉 所得税の速算表 (一部抜粋)

課税総所得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
～	195	5%	—
195	～ 330	10%	9万7,500円
330	～ 695	20%	42万7,500円
695	～ 900	23%	63万6,000円

【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

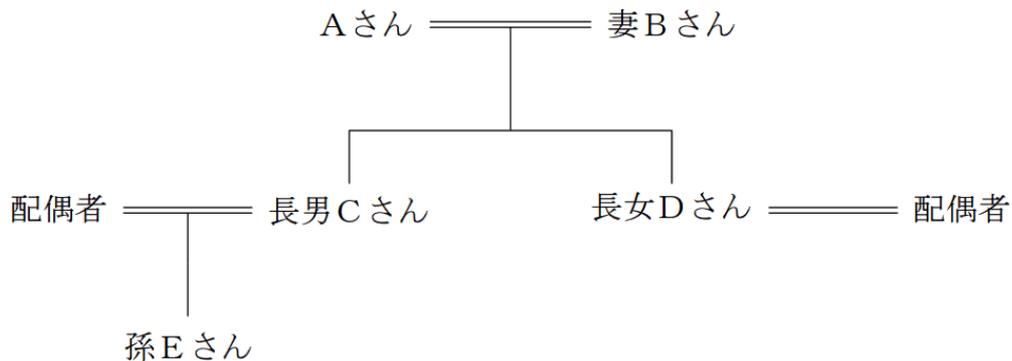
《設 例》

Aさん（73歳）は、妻Bさん（71歳）とX市内の自宅で暮らしている。Aさんの推定相続人は、妻Bさん、長男Cさん（45歳）および長女Dさん（43歳）の3人である。

長男Cさんは、現在、妻子との3人でX市内の賃貸マンションに住んでいる。一方、長女Dさんは、夫と他県に所在する戸建て住宅（持家）で暮らしている。

Aさんは、普段から身の回りの世話をしてくれる長男Cさん家族に対して生活資金や孫Eさん（15歳）の学費等について支援をしたいと思っており、現金の贈与を検討している。

〈Aさんの親族関係図〉



〈Aさんの所有財産（相続税評価額、下記の生命保険を除く）〉

- ・ 現預金 : 8,500万円
- ・ 上場株式 : 5,000万円
- ・ 自宅（敷地300㎡） : 7,000万円（注）
- ・ 自宅（建物） : 1,700万円

（注）「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額

〈Aさんが加入している一時払終身保険の内容〉

- ・ 契約者(=保険料負担者)・被保険者 : Aさん
- ・ 死亡保険金受取人 : 妻Bさん
- ・ 死亡保険金額 : 1,000万円

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 生前贈与に関する以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「Aさんが生前贈与を実行するにあたっては、暦年課税による贈与や相続時精算課税による贈与があります。

仮に、長男CさんがAさんから暦年課税による贈与を受けた場合、贈与税の課税価格から基礎控除額として最高（ ① ）万円を控除することができます。

また、Aさんからの贈与について、長男Cさんが相続時精算課税を選択した場合、贈与税の課税価格から基礎控除額と最高（ ② ）万円の特別控除額を控除することができます。なお、基礎控除額と特別控除額を控除後の残額については、一律（ ③ ）%の税率により贈与税が課されます。また、長男Cさんが、同一年中に妻Bさんから贈与を受け、同様に相続時精算課税を選択した場合、それぞれの贈与税額の計算上、贈与税の課税価格から、（ ④ ）で（ ① ）万円の基礎控除額を控除することができます」

〈語句群〉

イ. 10 ロ. 15 ハ. 20 ニ. 100 ホ. 110 ヘ. 120 ト. 2,000
チ. 2,500 リ. 3,000 ヌ. 3,500 ル. 合計 ヲ. それぞれ

《問14》 「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」（以下、「本制度」という）に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「Aさんから教育資金の贈与を受けた孫Eさんが本制度の適用を受けた場合、1,500万円までの金額に相当する部分の価額については贈与税が非課税となります。ただし、学習塾などの学校等以外の者に対して直接支払われる金銭については500万円が限度となります」
- ② 「本制度の適用を受けた孫Eさんが23歳に達する前に贈与者であるAさんが死亡した場合、非課税拋出額から教育資金支出額を控除した残額を孫Eさんが遺贈により取得したものとみなして、当該残額は相続税の課税価格に算入されます」
- ③ 「本制度の適用を受けた孫Eさんが25歳に達すると、教育資金管理契約は終了します。その場合、非課税拋出額から教育資金支出額を控除した残額は孫Eさんのその年分の贈与税の課税価格に算入されます」

《問15》現時点（2025年1月26日）において、Aさんの相続が開始した場合における相続税の総額を試算した下記の表の空欄①～③に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。なお、相続税の課税価格の合計額は1億6,000万円とし、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

(a) 相続税の課税価格の合計額	1億6,000万円
(b) 遺産に係る基礎控除額	(①) 万円
課税遺産総額 ((a) - (b))	□□□万円
相続税の総額の基となる税額	
妻Bさん	□□□万円
長男Cさん	(②) 万円
長女Dさん	□□□万円
(c) 相続税の総額	(③) 万円

〈資料〉相続税の速算表（一部抜粋）

法定相続分に応ずる取得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
～	1,000	10%	—
1,000	～ 3,000	15%	50万円
3,000	～ 5,000	20%	200万円
5,000	～ 10,000	30%	700万円
10,000	～ 20,000	40%	1,700万円

《模範解答》

問番号	解答
第1問	
問1	① 766,700(円) ② 1,226,412(円) ③ 49,780(円) ④ 1,276,192(円)
問2	① 口 ② ホ ③ ト
問3	① × ② × ③ ○
第2問	
問4	① ニ ② ハ ③ ト ④ ル
問5	① ○ ② × ③ ○
問6	① ○ ② ○ ③ ×
第3問	
問7	① 1,920(万円) ② 1,040(万円)
問8	① ○ ② × ③ ×
問9	① ヘ ② リ ③ イ ④ ト
第4問	
問10	① × ② × ③ ×
問11	① ホ ② ハ ③ チ ④ 口
問12	① 4,800,000(円) ② 480,000(円) ③ 45,000(円)
第5問	
問13	① ホ ② チ ③ ハ ④ ル
問14	① ○ ② × ③ ×
問15	① 4,800(万円) ② 370(万円) ③ 1,720(万円)